⑭　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正をする試行工事である。
⑮　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、新技術を活用する工事である。
⑯　本工事は、建設業法第26条第３項のただし書きの規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。
⑰　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。
⑼　本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙契約方式に代えることができるものとする。

2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　東北地方整備局におけるプレストレスト・コンクリート工事に係る令和３・４年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成19年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、下記①の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。
　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、代表者を含む構成員のいずれかが下記①の実績を有すること。
①　ＰＣ橋上部工工事で、次のⓐから⒠の要件を満たす施工実績。
　ⓐ　道路橋（Ａ活荷重以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。
　ⓑ　橋梁形式が連続箱桁又はラーメン形式の新設のＰＣ橋であること。
　ⓒ　最大支間長が60m以上であること。
　ⓓ　架設工法が固定支保工以外の架設工法であること。
　⒠　施工実績が適切なものであること。
　ただし、ⓐから⒠は同一橋梁での施工実績であること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。
　また、上記ⓐから⒟の施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。
　ただし、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記⒠「施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。
⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。専任の要否は関係法令による。
①　土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。
②　平成19年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記㋐の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること。
　甲型又は乙型の共同企業体構成員の技術者として従事した施工経験については、共同企業体構成員が以下のいずれかに該当するものに限る。
・甲型共同企業体については、構成員の出資比率が20％以上であること。
・乙型共同企業体については、構成員が施工を行った分担工事のものであること。
㋐　ＰＣ橋上部工工事で、次のⓐから⒠の要件を満たす施工経験。
　ⓐ　道路橋（Ａ活荷重以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。
　ⓑ　橋梁形式が連続箱桁又はラーメン形式の新設のＰＣ橋であること。
　ⓒ　最大支間長が60m以上であること。
　ⓓ　架設工法が固定支保工以外の架設工法であること。
　⒠　施工経験が適切なものであること。
　ただし、ⓐから⒠は同一橋梁での施工経験であること。また、施工経験として提出した工事の全工期（準備・後片付け期間は除く）に従事していること。
　適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。
　また、上記ⓐから⒟の施工経験が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。
　ただし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記⒠「施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者であること。
④　主任技術者の資格については、関係法令及び共通仕様書等に加え、登録基幹技能者講習修了証を有する者も要件を満たすものとする。
⑤　単体企業にあっては、上記①及び②の要件を満たしている主任技術者又は監理技術者を配置できること。
　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できることとし、代表者を含む構成員のいずれか１社の技術者が上記①及び②の要件を満たしていること。
　なお、監理技術者の場合は上記③の要件についても満たしていること。
⑹　申請書及び確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
⑼　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が、⑴、⑹の要件を満たしていること。
⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価に関する事項
⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次の③の技術提案を受け付け、①から③と価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。
①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）
②　賃上げの実施に関する評価
③　技術提案
　指定テーマ１：本工事における品質保持及び耐久性確保について配慮すべき事項
　指定テーマ２：本工事におけるＩＣＴ活用等による生産性向上に資する事項